

# 仕 様 書

## 1 業務名

札幌市生涯学習総合センター バリアフリースイートイレ改修業務

## 2 作業場所

札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

札幌市生涯学習総合センター1階、3階（別添平面図及び現況写真のとおり）

## 3 概要

札幌市生涯学習総合センター内のバリアフリースイートイレ（計3箇所）について、便器回りの補助用集成材を撤去し、便器、フラッシュバルブ及び周辺機器を交換するため、必要な配管工事・電気工事を行う。また、背もたれ、荷物台等を新設し、壁面、床の補修を行う。

## 4 作業内容

各トイレにおける作業内容は下記のとおりとする。なお、作業実施に当たっては、事前に工法や周辺機器の設置箇所について、委託者と綿密な調整を行うこと。

### (1) 補助用集成材の撤去

便器回りの補助用集成材を撤去すること。既存手すりについてはそのまま使用するため、継続して設置すること。

### (2) 便器交換

既存の洋式便器（TOTO製C111）を撤去し、リモデル便器（TOTO製床置床排水大便器CFS494MNNNS、TOTO製普通便座TC301V13#NW1）を設置すること。設置に際しては、既存手すりと交換後の便器の先端が、同程度の長さとなるよう配慮すること。

### (3) 配管工事

便器及び自動フラッシュバルブ（TOTO製TEVN30UC）新設に必要な一切の配管工事を行うこと。

### (4) 電気工事

センサースイッチ（TOTO製TES46UR#BES）を便器の左右2か所に設置するとともに、新設便器、既設設備と合わせて使用するために必要となる一切の電気工事を行うこと。

なお、非常用呼出装置（1階トイレ及び3階女性用トイレの2箇所においてはトイレ用擬音装置含む）は、既設品を再利用すること。

### (5) 背もたれ新設

背もたれ（TOTO製EWC283CR#NW1）を設置すること。

### (6) 荷物台及び手荷物を掛けるフック新設

車いす使用者の支障、危険とならない箇所に、荷物台（TOTO製YKH501）2台及び手荷物を掛けるフック（TOTO製YKH20R）を設置すること。

### (7) 壁面補修

補助用集成材及び便器交換に伴う改修範囲、背もたれ新設範囲の壁面を補修すること。

### (8) 床面張替え

床全面を防滑性の長尺シートにより張り替えること。シート色は現行の近似色とする。

## 5 特記事項

### (1) 札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準

札幌市福祉のまちづくり条例の車いす使用者用便所の整備基準を満たすこと。特に、便房内に直径 1,500mm の円が収まる空間を確保すること。

工事着手前に作業図面・作業計画等を担当者に提出し、上記整備基準を満たしていることの確認を受けること。

### (2) 改修工事との調整

作業場所である札幌市生涯学習総合センターについては、令和 3 年 3 月 1 日から、令和 4 年 1 月 31 日まで改修工事に伴い休館している。この事情を踏まえ、本件業務の履行に際しては、委託者と入念な日程調整を行うこと。

## 6 業務履行期限

契約締結日から令和 4 年 3 月 25 日まで

※<sup>1</sup> 1 階トイレについては、市民利用への影響が特に大きいことから、可能な限り令和 4 年 1 月 31 日までに履行すること。

※<sup>2</sup> 上記※<sup>1</sup> の期間で履行が困難な場合は、作業日程について委託者と十分な打合せを行い、施設利用者への影響を最小限とするよう努めること。

## 7 提出物

- (1) 完了届
- (2) 作業写真及び作業報告書
- (3) その他委託者が必要とするもの

## 8 留意事項

- (1) 受託者は、作業に当たって必要な事項については委託者、施設管理者と十分な打合せを行うこと。また、作業に当たっては、関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。
- (2) 受託者は、作業に伴う一切の発生材について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に則り、適正に処理すること。
- (3) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は現状復帰を行うこと。作業に伴い建物、備品に破損が生じた場合は速やかに委託者、施設管理者に報告すること。
- (4) 作業に必要な機器、工具、軽微な消耗品類は受託者負担とする。
- (5) 作業に必要な技術、資格等を持つ人員を配置すること。
- (6) 作業場所において、事故等が発生した場合は、速やかに施設管理者に報告すること。また、受託者の不注意により発生した事故及び故障等については、全て受託者が責任を負うこと。
- (7) 受託者は、作業に当たる者に名札等の身分証明を携帯させること。
- (8) 本業務で知り得た館内の情報については、みだりに口外することのないよう留意すること。

- (9) 原則として、塗料等を使用する場合、揮発性有機化合物6物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン）が含まれていないものを使用すること。やむを得ず使用する場合には、環境省の定める指針値以内であることが確認できていること。
- (10) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

## 9 担当課

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4F

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

担当：田渕 電話：011-211-3871